

津山圏域衛生処理組合監査委員告示第3号

令和2年3月31日

地方自治法第292条の規定により準用する同法第199条第12項の規定により、令和元年度定期監査の結果に基づく措置の通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

津山圏域衛生処理組合監査委員

仁 木

津山圏域衛生処理組合監査委員

山 本 宏



措置等の内容

指摘事項 1	備品の管理において不適切な事例として、公印「津山圏域衛生処理組合副管理者の印」の備品台帳への登録がないこと、既に廃棄されているにも関わらずパソコンが備品台帳に登録されたままになっていること、及び令和元年7月に購入した卓球台の標識票の表示がないことが見受けられた。津山圏域衛生処理組合物品会計規則において準用する津山市物品会計規則に基づき適正な管理が行われるよう事務処理をされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等の内容	ご指摘のあった事項については、いずれも津山圏域衛生処理組合物品会計規則に基づき、適正に登録・表示・廃棄の手続きを行った。	

指摘事項 2	津山圏域衛生処理組合公印規則別表(公印一覧表)では、津山圏域衛生処理組合会計管理者職務代理者印の管守者を「会計管理者職務代理者」としている。しかしながら、会計管理者職務代理者は会計管理者が欠けたとき職務を代理するものであるため、実際の管理者と相違が生じているので、適切な取扱いに改められたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等の内容	出納室長を管守者とするため公印規則を改めることとした。	

指摘事項 3	改修工事に係る設計図書のデータが入ったCDの代金を収納するため、事前に出納員の名前を記入した領収書を用意し12件交付していたが、実際には、分任出納員が領収していた。現金取扱における責任の所在を明確にするうえでも、領収書は現金を受領した分任出納員の氏名で交付するよう改められたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等の内容	現金領収に際しては、実際の現金領収者の名において領収書を交付するよう改めた。	

<p>指摘事項 4</p>	<p>津山圏域衛生処理組合会計規則において準用する津山市会計規則第24条第1項では、収納金は収納の日又はその翌日に払い込むよう規定されているが、緑水園体育館の使用料の払い込みが1箇月に1回となっていた。同規則第2項では特別の事情により前項の規定により難しいときは、当該出納員はあらかじめ会計管理者に協議しなければならないと規定されていることから、同規則に従って事務処理をされたい。</p> <p>また、緑水園体育館の使用料を金融機関へ払い込む前に返還が生じたことを理由に、収納金現金出納簿に収入金額、返還金額を記入していない事例が1件見受けられた。同規則第23条では、現金を収納したときは、収納金現金出納簿により、これを整理しなければならないと規定されていることから、収納金現金出納簿には現金の異動を必ず記入し、常に保管している現金と記入されている差引残額が一致するように管理をされたい。</p>	
<p>区分 (該当に○印)</p>	<p>○</p>	<p>1. 措置済（何らかの措置を実施した場合）</p> <p>2. 検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）</p> <p>3. 未措置（何もしていない場合）</p>
<p>措置等の内容</p>	<p>使用料払い込みについては、事務処理を見直し1週間に1度以上払い込むよう改めた。</p> <p>また、収納金現金出納簿への記載内容に漏れがないよう記入時に保管現金と記載残高の確認を徹底し、使用料等の返還が生じた場合にも、適切に対応できるよう管理することとした。</p>	

指摘事項 5	平成31年3月に完成した汚泥再生処理センターの資産台帳に建物の登録及び図面等の添付がなかった。津山圏域衛生処理組合公有財産取扱規則において準用する津山市公有財産取扱規則第17条に基づいて適正な事務処理をされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等の内容	組合資産台帳に汚泥再生処理センターの建物登録と図面添付を行った。	

指摘事項 6	行政財産の使用申請に対して許可を行っているが、その使用期間は令和元年7月13日から令和5年3月31日であった。津山圏域衛生処理組合公有財産取扱規則において準用する津山市公有財産取扱規則第24条第2項では、行政財産の使用許可は別に定めるもののほかは1年を超えることができないと規定されていることから同規則に基づいて適正な事務処理をされたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等の内容	規則に従い7月13日付で交付済みの使用許可書(津圏衛処第82号)の使用期間を1年以内に変更し、令和元年7月13日から令和2年3月31日に改めた許可書を再交付した。	